

浦添市広告入り子育て支援情報誌無償提供者募集要項

1 目的

母子保健事業や乳幼児健診、予防接種、育児に関する情報、相談先一覧等の情報に加え、企業等の広告を掲載した情報誌について、無償で作成及び提供いただける事業者を募集する。

2 事業概要

- (1) 事業名 浦添市広告入り子育て支援情報誌協働発行事業
- (2) 事業内容 別紙1浦添市広告入り子育て支援情報誌協働発行事業仕様書のとおり
- (3) 事業期間 協定締結日から原則3年とする。ただし、年一回の改訂を行う。

3 スケジュール

- (1) 公募開始 令和8年10月26日(月)
- (2) 質問書の受付期限 令和8年11月2日(月)
- (3) 質問書に対する回答 令和8年11月6日(金)
- (4) 企画提案書等の受付期限 令和8年11月13日(金)
- (5) 選定結果の通知 令和8年11月下旬 予定
- (6) 協定書の締結 令和8年12月上旬 予定

4 応募資格要件

以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 子育て支援情報誌等広告入り事業(窓口用封筒等含む)の他自治体への提供実績を有する者であること
- (2) 事業を適切かつ確実に実施することができる事業規模を有し、自ら広告主の募集を行うことができる者であること
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者ではないこと
- (6) 国税及び地方税(県税、市税等)に滞納がないこと

5 質問及び回答

(1) 提出方法

質問票(様式1)により、以下のとおり指定する件名・ファイル名にて、電子メールに添付の上、(4)問い合わせ・提出先宛てに送信すること。なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

- ① メール件名 会社名__浦添市広告入り子育て支援情報誌質問書
- ② ファイル名 会社名__浦添市広告入り子育て支援情報誌質問書

(2) 期限

令和 8 年 11 月 2 日(月) 午後 5 時 15 分必着

※期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 回答

令和 8 年 11 月 6 日(金)までに、本市ホームページにおいて回答を行う。

(4) 問い合わせ・提出先

浦添市 こども未来部 こども家庭課 担当 宮里

E-mail:kkatei@city.urasoe.lg.jp TEL:098-876-6825

6 参加申し込みの手続き

(1) 提出書類

以下のとおり。部数については②及び⑥は7部、それ以外は各 1 部提出すること。なお、提出した書類の返却は行わないものとする。

① 浦添市広告入り子育て支援情報誌無償提供申込書(様式 2)

※申し込みは本社代表者とする。

② 企画提案書

③ 法人登記にかかる現在事項証明書 ※提出前 3 か月以内のもの

④ 本店所在地の市町村が発行する納税義務のある税目の滞納がないことを証明する書類(納税証明書等)※最新年度のもの

⑤ 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書等)※最新年度のもの

⑥ 子育て情報冊子の見本(作成実績のない場合はその案)

(2) 提出期間

令和 8 年 10 月 26 日(月)から令和 8 年 11 月 13 日(金)午後 5 時 15 分まで(必着)

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。

ア 持参の場合は、上記(2)の期間でかつ開庁日とし、正午から午後 1 時を除く時間とする。

イ 郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、上記(2)までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒901-2501 浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号

浦添市 こども未来部 こども家庭課 担当 宮里

7 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書記載事項

別紙1浦添市広告入り子育て支援情報誌協働発行业務仕様書に基づき、別紙2浦添市広告入り子育て支援情報誌協働発行业務プロポーザル審査項目一覧の順番に内容を記載した企画提案書を提出すること。

(2) 留意事項

- ア A4 版、長辺綴じでページ番号を入れ、表紙に浦添市広告入り子育て支援情報誌協働発行事業企画提案書と記載し、余白に会社名を記入すること。
- イ 企画提案書は、専門的な知識がない者でも理解できる表現を使用すること。
- ウ 企画提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。

8 選定方法

公募型プロポーザルにより候補者を決定する。

(1) 選定方法

本実施要項及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、浦添市広告入り子育て支援情報誌無償提供者選定審査会が書類審査を行う。ヒアリングは行わない。

(2) 選定基準

別紙2浦添市広告入り子育て支援情報誌協働発行事業プロポーザル審査項目一覧により審査する。最低基準点は、審査員全員の平均において満点の 6 割とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ、最低基準点を満たす提案とする。なお、提案事業者が 1 者のみであっても、審査を行い、最低基準点を満たす場合は候補者とする。

9 審査結果

(1) 通知方法

参加申込書を提出した全ての提案者に文書にて通知する

(2) 通知時期

令和 8 年 11 月下旬頃を予定

10 審査結果の公表について

審査結果については、選定後速やかに市公式ホームページにより公表するものとする。その際、公表の内容は優先交渉権者及び次点交渉権者のみとし、審査詳細については公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本審査以外には利用しない。ただし、提案の内容について今後参考とすることがある。
- (4) 提出された書類は、本審査に必要な範囲において、複製することがある。

12 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、浦添市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、法人等の競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルによる協定候補者選定前に

において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

13 その他

(1) 冊子のデザイン

冊子のデザインについては、提出されたデザイン案をベースに市と協議のうえ、決定する。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提案者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費を市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに別添の辞退届（様式 3）を本要項6(4)あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

①参加資格要件を満たしていない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③本実施要項等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、協定先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は協定先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申立

申請者は、本プロポーザル実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 広告内容については、市と協議のうえ掲載すること。なお、市が広告内容を不適切であると判断した場合、掲載を認めない。

(8) 市は、協定候補者に決定した提案者と業務の実施等に関する細目的事項について協議のうえ、協定を締結する。